

常勤役員等の報酬等支給基準

富山県信用保証協会

制 定 平成 19 年 7 月 5 日

この基準は、理事会運営規程第 7 条第 5 号に定める役員等のうち、常勤の理事及び常任監事（以下「常勤役員等」という。）の報酬等の支給方法等について定める。

1 報酬等の決定

各常勤役員等の報酬等は、理事会で承認された報酬の総額をもとに会長が決定する。

2 報酬等の種類

報酬等の種類は、報酬、通勤手当及び賞与とする。

3 報酬等の支給

(1) 報酬は、就任した月から退任する月まで月額にて支給し、支給日は、給与規程第 13 条第 2 項に定める日とする。

なお、互選等により月の途中で月額が変更となったときは、いずれか多い月額を支給する。

(2) 通勤手当は、給与規程第 9 条を準用して支給する。

(3) 賞与の支給は、給与規程第 12 条第 1 項に定める日とする。